

知的所有権ニュース (2016年7月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: [spo@coral.ocn.ne.jp](mailto:spo@coral.ocn.ne.jp)

梅雨も明けつつある中、早くも高温注意報が頻繁に告げられるようになりました。今年も早いもので、既に半分が経過しましたから当然と言えば当然ですね。一方、世界に目を転じますと、最近、中国企業の知財攻勢が頻繁に報道されるようになってきています。また、広東省、江蘇省、山東省のGDPはインドネシアのそれよりも大きく、一部の中国人の経営資質は先進国に引けをとらないため、日本にとっても大きな脅威となるでしょう。日本企業も競争市場としての中国を今後どのように位置付けていくかを考えていく必要があります。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやフアクシミリにてお受けしております。 三枝

### 1. 職務発明制度の指針（ガイドライン）の告示について

「特許法第35条第6項に基づく発明を奨励するための相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する指針」は、平成28年4月22日に経済産業省告示として公表されました。

今後は、上記指針に合理性を有すると認められた方法で職務発明規程の協議、開示及び意見の聴取等が実施された場合には、当該規程に基づく実施行為が法的にも尊重されることとなります。

### 2. 商標の違法出願行為について

去る5月17日に特許庁により他人の商標の先取りとなるような大量出願行為についての注意が喚起されました。個々の出願行為そのものは違法ではないものの、使用する意思もない商標を出願することにより他人の出願、登録を妨害する行為には問題があり、このような商標を大量に出願する行為は明らかな違法行為と考えられます。以前から問題となっていたことですが、最近は幾つかの企業名を名乗って大量の出願がなされているため、注意が必要です。

この種の行為は、今回問題となった個人名及び企業名によるもの以外にも以前からあったものと考えられます。諏訪圏でも、全国と同じ名称の美容院に対して個々に警告状を送り付け、ライセンス料などを請求する手口がありました。

この種の行為と思われる状況に遭遇された方は、特許庁や専門家（弁理士）等にご相談ください。

詳細は以下のWEBページをご参照ください。

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_shouhyou/shutsugan/tanin\\_shutsugan.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/shutsugan/tanin_shutsugan.htm)

### 3. 外国出願補助金の再募集について

既にお知らせしました平成28年度の外国出願補助金（長野県中小企業支援センター）の2次募集が7月26日（火）～8月26日（金）を募集期間として実施されるようです。既に応募し、採用された案件をもつ企業様でもよいそうですので、ご希望の企業様はお急ぎください。

#### 4. 特許関係の助成金について

ご紹介してきました助成に関する情報をまとめて以下に示します。ご活用ください。

制度名称等	対象者	補助内容
1. 中小ベンチャー企業・小規模企業減免制度*2	従業員20人（商業又はサービス業は5人）以下の個人事業主又は小規模法人 設立10年未満中小企業	特許出願の出願審査請求料と特許料を1/3に減額
2. 中小企業等特許情報分析活用支援事業*3	中小企業（特許調査を行う者、出願人）	開発の方向性や事業展開の可能性等の分析評価（採択されれば無料）
3. 中小企業等外国出願支援事業*4	中小企業（特許、実用新案、意匠、商標の出願人）	外国出願費用の1/2を補助。
4. 模倣品対策支援事業*4	中小企業（対象国の特許、実用新案、意匠、商標の権利者）	対策費用の2/3を補助。
5. 防衛型侵害対策支援事業*4	中小企業（対象国での海外知財訴訟の被告）	対策費用の2/3を補助。
6. 冒認商標無効・取消係争支援事業*4	中小企業（対象国で商標を取得された者）	対策費用の2/3を補助。
7. 海外知財訴訟保険事業*5	中小企業（海外知財訴訟費用保険加入者）	保険料の1/2を補助。

\*2) [http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho\\_keigen.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm)

\*3) <http://ip-bunseki.go.jp/index.html>

\*4) [http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien\\_kaigaishingai.htm](http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_kaigaishingai.htm)

\*5) [http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien\\_sosyou\\_hoken.htm](http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm)

#### 【連絡事項】

##### ・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成28年 7月22日（金）：松本市役所（予約のある場合のみ）

平成28年 9月16日（金）：飯田商工会議所（予約のある場合のみ）

##### ・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800（予約がある日のみ）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所（ものづくり支援センターしもすわ）

：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成28年 8月 3日（水）：下諏訪商工会議所

平成28年 9月14日（水）：茅野商工会議所（予約のある場合のみ）

平成28年10月18日（火）：テクノプラザおかや

##### ・弊所における相談、顧問契約について

弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、事前にお電話等での予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円/月、5万円/月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導、相談対応等の支援を行います。

弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。